

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年8月8日	令和7年8月22日	<p>市民局の令和6年6月12日付「区政がめざす姿(令和5~8年度)の達成状況の報告(主に地域活動協議会にかかるもの)及び地活協アンケートの実施について(依頼)」の「別紙1「達成状況の回答様式」」の項目4について、これは「区政に関する区民アンケート」の結果を「地域活動協議会を知っている住民の割合」とし、これを「各区のR4実績を基準とし、令和8年度末に10ポイント以上増加」させることを目標として、そのための課題認識や、取組(支援)の内容を紹介かるものとなっています。</p> <p>「区政に関する区民アンケート」を用いたこのような施策や事業のマネージメントが可能であるとする理論的根拠が記載された文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在だとするのであれば、情報公開条例解釈・運用の手引(令和7年6月版)の50ページにあるように、単に「作成または取得しておらず、実際に存在しない」などとするのみではなく、「なぜ作成または取得していないのか」、「文書が不存在であっても、事務の執行や説明責任の観点から問題は生じない」ということなどを決定理由に詳しく記載してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年8月10日	令和7年8月24日	「各部会で議論いただいて、これは取っていかなくてはならないものは取って、これは目標値まで行っているからもう要らないという項目は取らない」(20ページ) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果で、目標達成などと判断できるとする根拠が分かる文書を公開してください。	不存在	号	市民局	区業務改革担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>(1) アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合を意味している。」(17ページ)「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合を意味している。」との点は実施決裁文書の記載などとも矛盾していますが、令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関して、「『指標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができる根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(2) 「地域活動協議会を知っている区民の割合」は市政改革プラン2.0(区政編)の24ページに記載されている「②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」を評価するものですが、なぜ区民アンケート回答者における割合で、上記支援の評価ができるのかという理論的根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(3) 「指標の測定は、各区調査対象者数を2,000人とした無作為抽出によるアンケートの実施をしたものであるため、標本が母集団を代表していないことは認識しているが、毎年調査することで経年による変化を把握し、施策を進めるうえでの参考資料として役立てていることから、『区民の割合』という表現で問題ないと考えている。」(17ページ) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が過去の区民アンケートの結果との経年比較できるものであるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(4) 「各部会で議論いただいて、これは取っていかなくてはならないものは取って、これは目標値まで行っているからもう要らないという項目は取らない」(20ページ) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果で、目標達成などと判断できるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(5) 「400弱の回答者数が必要と考えた理由は、これまでの市民の声に対する回答において、『一般的に国などが行っている標本調査では、信頼水準95%として調査の設計をされており、その場合のサンプル数が400弱必要であることを参考とし』と示しているとおり、調査結果の正確性は担保されている。」(18ページ) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関し、ここでいう「調査結果の正確性」とは何か、また、「正確性は担保されている」とする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(6) 「無作為抽出をすれば元々考えていた、区同士比較をする、経年で見るということでベースとしては問題がないと判断しすすめ</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年8月10日	令和7年8月24日	<p>てきた。」(20ページ) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が、区同士の比較ができるものであるということ、また、経年変化を測定できるものであるということについて、その根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(7) 「2000配れば400回収しが600回収しが、その信頼性は同じである。統計の入門書にも書いてありクリアできる。」令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関して「信頼性は同じ」とする根拠が分かる文書を公開してください。令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものかが分かる文書を公開してください。</p> <p>(8) 冒頭にあげた情報公開審査会答申では、3-(2)で「実施機関は当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行っているが、これは、区民アンケートを、あたかも、各区の代表性を有するかのように扱うものである」とし、7では「区民アンケートが統計学的な見地からみると母集団である区民を代表するものとはいえないにもかかわらず、実施機関がその結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行うなど、区民アンケートを、あたかも、母集団である区民の代表性を有するかのように扱っている点について、実施機関の考えを明らかにすることにあると考えられ」としたうえで、「条例第1条の目的に照らせば、実施機関においては、本市の説明責任を全うするため、区民アンケートを含む事務事業について、合理的かつ一貫性のある説明が求められていることを指摘しておく」とされています。令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の実施決裁文書には、その目的として「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題について、区民の意見・ニーズを把握し、各事業の見直しや改善に繋げるため、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」と記載されています。具体的には「地域活動協議会を知っている区民の割合」などの指標の実績値を測定し、各事業の評価を行うことが目的ですが、業務委託仕様書の内容でこの目的が達成できる理論的根拠がわかる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年8月12日	令和7年8月26日	<p>市民局の弁明書(令和7年7月28日付大市民第271号)には次の記載があります。</p> <p>請求人のいう、「令和6年度の区政に関する区民アンケートの結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠」という独自の基準に基づいて検討を行っていないことや、その文書が存在しないことをもって、令和6年度の区政に関する区民アンケートについて、「経年の比較ができると考えている」ことや、「各区において各事業の見直しや改善に繋がるよう活用している」ことが成立しないとは考えていない。</p> <p>であれば、どのような根拠をもって「令和6年度の区政に関する区民アンケートについて、「経年の比較ができると考えている」ことや、「各区において各事業の見直しや改善に繋がるよう活用している」ことが成立」と考えているのかという根拠及び、「成立する」と考えるに至った検討内容が示された文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在だとするのであれば、情報公開条例解釈・運用の手引(令和7年6月版)の50ページにあるように、単に「作成または取得しておらず、実際に存在しない」などとするのみではなく、「なぜ作成または取得していないのか」、「文書が不存在であっても、事務の執行や説明責任の観点から問題は生じない」ということなどを決定理由に詳しく記載してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年8月13日	令和7年8月27日	<p>市民局は情報公開審査会答申での指摘や認定を無視し、これを否定するかのように、「区政に関する区民アンケート」に関して次の説明を続けています。</p> <p>「その結果を見比べることで(意味のある)比較(区同士の比較、経年比較)ができると考えている。」</p> <p>このように考える根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在だとするのであれば、情報公開条例解釈・運用の手引(令和7年6月版)の50ページにあるように、単に「作成または取得しておらず、実際に存在しない」などとするのみではなく、「なぜ作成または取得していないのか」、「文書が不存在であっても、事務の執行や説明責任の観点から問題は生じない」ということなどを決定理由に詳しく記載してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当
令和7年8月22日	令和7年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声(24-11710、24-11768)について ・市民の声(24-16137)について ・市民の声(25-00337、25-00351、25-00354)について 	部分公開	1号	市民局	区行政制度担当
令和7年8月22日	令和7年9月5日	・市民の声(No.24-18074)について	部分公開	1号	市民局	地域連携グループ